

兵庫県公報

令和8年8月28日 金曜日 第749号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）	2
告 示	
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	10
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	10
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 県営土地改良事業の工事の完了（同）	12
○ 漁獲・特定養殖共済の義務加入同意成立届の確認（水産漁港課）	12
○ 同 上（同）	13
○ 車両制限令に基づく道路の指定（道路保全課）	13
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（建築指導課）	14
○ 平成18年兵庫県告示第353号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（同）	15
○ 平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定（阪神北県民局）	29
○ 道路の位置指定の取消し（東播磨県民局）	30
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	30
公 告	
○ 税務職員身分証票無効公告（税務課）	30
○ 都市計画の図書の写しの縦覧（都市計画課）	30
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施	31
○ 兵庫県職員技術系職種採用試験（秋日程）の実施	32
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	37

公布された法令のあらまし

◎兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第28号）

- 老朽化に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。
普通中層耐火住宅 8団地 458戸
普通簡易耐火住宅 1団地 2戸
- 借上げに係る普通県営住宅の返還に伴い、次の普通県営住宅の用途廃止を行うこととした。
普通高層耐火住宅 18団地 85戸
普通中層耐火住宅 3団地 3戸

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第14号）

通行する車両の高さの最高制限が4.1メートルである道路を新たに指定することに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第28号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款4の項中

「

62	0.3059	25,300
12	0.3126	25,300
2	0.3157	25,900
1	0.3157	26,000
1	0.3173	26,300
2	0.3475	30,500

」

を

「

33	0.3059	25,300
6	0.3126	25,300
1	0.3157	25,900

」

に改め、同款10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款13の項中

「

91	0.5806	30,800
15	0.5950	30,800

」

を

「

68	0.5806	30,800
10	0.5950	30,800

」

に、

「

1	0.5971	31,700
3	0.5972	31,700

」

を

「

2	0.5972	31,700
---	--------	--------

」

に改め、同款20の項中

「

83	0.3353	27,900
1	0.3378	28,500
39	0.3430	27,900
1	0.3452	28,300

」

を

「

21	0.3353	27,900
15	0.3430	27,900

」

に、

「

1	0.3491	29,100
4	0.3709	32,400

」

を

「

3	0.3709	32,400
---	--------	--------

」

に改め、同款36の項を次のように改める。

36	削除	
----	----	--

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款80の項中

「

17	0.7978	69,200
----	--------	--------

」

を

「

16	0.7978	69,200
----	--------	--------

」

に、

「

9	0.8168	69,200
---	--------	--------

」

を

「

7	0.8168	69,200
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.9504	79,700
1	0.9504	79,800

」

を

「

2	0.9504	79,700
---	--------	--------

」

に改め、同款160の項を次のように改める。

160	削除
-----	----

別表第1の1の部普通中層耐火住宅の款167の項を次のように改める。

167	削除
-----	----

別表第1の1の部普通簡易耐火住宅の款5の項中

「

5	0.6316	38,300
---	--------	--------

」

を

「

3	0.6316	38,300
---	--------	--------

」

に改め、同表の2の部普通高層耐火住宅の款4の項中

「

1	0.9779	72,500
1	1.0505	73,500

」

を

「

1	0.9779	72,500
---	--------	--------

」

に改め、同款10の項を次のように改める。

10	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款14の項中

「

1	1.0436	69,700
1	1.0450	69,200

」

を

「

1	1.0436	69,700
---	--------	--------

」

に改め、同款16の項を次のように改める。

16	削除	
----	----	--

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款20の項中

「

1	0.7156	63,800
2	0.7156	64,700

」

を

「

2	0.7156	64,700
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9086	81,400
1	1.1655	92,400

」

を

「

1	0.9086	81,400
---	--------	--------

」

に改め、同款21の項中

「

5	0.6639	71,300
1	0.6639	72,300

」

を

「

4	0.6639	71,300
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.7087	73,300
2	0.7087	73,900
1	0.7087	74,200
1	0.7087	75,700

」

を

「

1	0.7087	73,900
1	0.7087	74,200

」

に改め、同款23の項中

「

1	0.9736	68,900
1	0.9767	66,900

」

を

「

1	0.9736	68,900
---	--------	--------

」

に改め、同款25の項中

「

1	1.1139	107,700
1	1.1139	107,800

」

を

「

1	1.1139	107,700
---	--------	---------

」

に、

「

2	1.1156	106,100
---	--------	---------

」

を

「

1	1.1156	106,100
---	--------	---------

」

に改め、同款29の項を次のように改める。

29	削除
----	----

別表第1の2の部普通高層耐火住宅の款30の項中

「

1	1.2379	109,500
1	1.2379	110,700

」

を

「

1	1.2379	109,500
---	--------	---------

」

に改め、同款32の項中

「

1	0.8650	90,600
1	0.8650	91,300

」

を

「

1	0.8650	90,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	0.9642	99,100
1	0.9642	100,200

」

を

「

1	0.9642	99,100
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1260	110,900
1	1.1260	112,400

」

を

「

1	1.1260	110,900
---	--------	---------

」

に改め、同款37の項中

「

2	0.9769	71,700
---	--------	--------

」

を

「

1	0.9769	71,700
---	--------	--------

」

に改め、同款38の項中

「

1	0.7058	73,300
1	0.7058	73,700
2	0.7058	74,000

」

を

「

2	0.7058	74,000
---	--------	--------

」

に改め、同款41の項中

「

1	0.6856	66,800
1	0.6856	67,000

」

を

「

1	0.6856	66,800
---	--------	--------

」

に改め、同款46の項中

「

1	0.7006	59,500
2	0.7006	60,900

」

を

「

1	0.7006	60,900
---	--------	--------

」

に、

「

2	0.8642	73,200
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8642	73,200
---	--------	--------

」

に改め、同款50の項中

「

2	1.0923	95,500
---	--------	--------

」

を

「

1	1.0923	95,500
---	--------	--------

」

に改め、同款51の項中

「

2	0.7038	69,000
---	--------	--------

」

を

「

1	0.7038	69,000
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1272	101,400
1	1.1272	103,800
1	1.1465	96,800

」

を

「

1	1.1272	101,400
---	--------	---------

」

に改め、同款53の項中

「

2	0.8252	81,600
---	--------	--------

」

を

「

1	0.8252	81,600
---	--------	--------

」

に、

「

1	1.1108	100,100
1	1.1108	108,000

」

を

「

1	1.1108	100,100
---	--------	---------

」

に改め、同部普通中層耐火住宅の款9の項中

「

1	0.3507	41,600
1	0.3954	42,100

」

を

「

1	0.3507	41,600
---	--------	--------

」

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
東田土地改良区	令和8年6月22日

~~~~~

**兵庫県告示第887号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 相生池土地改良区 | 令和8年7月13日 |

~~~~~

兵庫県告示第888号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
八幡土地改良区	令和8年7月15日

~~~~~

**兵庫県告示第889号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称  | 認可年月日     |
|-----------|-----------|
| 中筋新川土地改良区 | 令和8年6月29日 |

~~~~~

兵庫県告示第890号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
赤石土地改良区	令和8年6月22日

~~~~~

**兵庫県告示第891号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称 | 認可年月日     |
|----------|-----------|
| 下鶴井土地改良区 | 令和8年6月22日 |

~~~~~

兵庫県告示第892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
後川土地改良区	令和8年7月16日

~~~~~

**兵庫県告示第893号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 土地改良区の名称   | 認可年月日     |
|------------|-----------|
| 篠山川沿岸土地改良区 | 令和8年6月18日 |

~~~~~

兵庫県告示第894号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村地域防災減災事業	清水新田	明石市魚住町清水	令和元.10.3	令和7.5.30	ため池2箇所
同上	大道池	同 市魚住町金ヶ崎	令和4.9.2	令和7.5.30	ため池1箇所
同上	坂本皿池	西脇市坂本	令和2.11.5	令和7.3.21	ため池1箇所
同上	大村中池	三木市大村	令和3.10.28	令和7.5.30	ため池1箇所
同上	大谷下池	加西市北条町東高室	令和2.9.16	令和7.4.22	ため池1箇所

~~~~~

**兵庫県告示第895号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による

同意があったものと認めた。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 加 入 区 |                                                         | 同意成立年月日  |
|-------|---------------------------------------------------------|----------|
| 区 域 名 | 区 分                                                     |          |
| 駒ヶ林区域 | 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業 | 令和8年8月7日 |
| 須磨区域  | 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業 | 令和8年8月7日 |
| 垂水区域  | 総トン数20トン未満の漁船により船びき網を使用していわし及びいかなごをとることを目的とする漁業並びに八田網漁業 | 令和8年8月7日 |

兵庫県告示第896号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第4項の規定による同意があったものと認めた。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

| 加 入 区            | 同意成立年月日  |
|------------------|----------|
| のり等養殖業 江井ヶ島加入区   | 令和８年８月７日 |
| のり等養殖業 由良町加入区    | 令和８年８月７日 |
| のり等養殖業 南淡加入区     | 令和８年８月７日 |
| のり等養殖業 姫路市、伊保加入区 | 令和８年８月７日 |
| のり等養殖業 一宮町加入区    | 令和８年８月７日 |

兵庫県告示第897号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路 線 名         | 区 間                                             |
|---------------|-------------------------------------------------|
| 県道<br>網干たつの線  | たつの市揖保町門前字蔵ノ久保111番 1 から<br>同 市龍野町富永字古川828番 1 まで |
| 県道<br>大阪伊丹線   | 尼崎市下坂部 3 丁目 6 番から<br>同 市下坂部 4 丁目15番まで           |
| 県道<br>神戸加東線   | 三木市志染町三津田字整理1927番 1 から<br>同 市志染町御坂字宮ノ東243番 1 まで |
| 県道<br>米谷昆陽尼崎線 | 尼崎市東難波町 3 丁目563番から<br>同 市東難波町 5 丁目450番 2 まで     |
| 県道<br>高田久々知線  | 尼崎市下坂部 4 丁目15番から<br>同 市久々知西町 2 丁目156番まで         |
| 県道<br>西宮豊中線   | 尼崎市東園田町 3 丁目33番 7 から<br>同 市東園田町 1 丁目258番まで      |

## 2 指定する期日

令和8年9月1日

### 3 通行方法

前記1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

兵庫県告示第898号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨東播磨県民局長から報告があった。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

1 日時

令和8年9月11日（金）午前10時から午前11時まで

## 2 場所

加古川市加古川町寺家町天神木97の1 兵庫県加古川総合庁舎 6階会議室

### 3 被聽聞者

商号又は名称 株式会社加古川産業会館

代表者氏名 野 村 隆 幸

事務所所在地 加古川市加古川町寺家町621番地

免許証番号 兵庫県知事(5)第401167号

免許年月日 令和4年4月10日

~~~~~

兵庫県告示第899号

平成18年兵庫県告示第353号(都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和8年8月28日

兵庫県知事 齋藤元彦

表を次のように改める。

表(太子町における条例第7条第2号に規定する特別指定区域一覧)

名称及び条例別表第3の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
北之町地区 条例別表第3の3の項	揖保郡太子町鶴字地藏元、字藤田、字枝重、字植竹及び字北山根の各一部で別図に示す区域(別図は省略。以下同じ。)	平成27年兵庫県条例第21号による改正前の条例(以下「旧条例」という。)別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
阿曾地区 条例別表第3の3の項	揖保郡太子町阿曾字東丁田、字岩ノ森、字高田、字中村、字高屋堂、字荒神ノ本、字畑ノ後、字村西、字屋敷、字村東、字三反田、字門田、字鎌尾、字畑ノ前、字五反田及び字柿ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年10月10日
	揖保郡太子町阿曾字三反田の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
阿曾地区 条例別表第3の6の項	揖保郡太子町阿曾字西川、字吉良、字奥河原、字奥ノ本、字竹ノ後、字西春日及び字東春日の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	平成18年3月24日
下阿曾地区 条例別表第3の3の項	揖保郡太子町阿曾字西不毛、字宮田、字東不毛、字塚の本、字樋詰、字西羅、字屋敷田、字荒神本、字宮ノ前、字横畑、字土淵、字向川原、字道専及び字塚ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年1月15日

福地地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町福地字福地及び字井ノ口の全部並びに字権現、字ダマ、字上土木、字龍野道、字門前、字北ノ口、字宮ノ前、字下土木、字前田、字神若田、字横坪、字西川原、字沖代、字三反長、字福下河原、字中道、字相坂及び字光正寺の各一部並びに蓮常寺字石井の一部	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	平成18年3月24日 (令和8年8月28日)
老原地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町老原字了源寺山、字村前、字猫塚、字返作、字三十代、字北畑ケ、字東川田及び字石井の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
常全地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町常全字日蓮寺、字入ノ口、字砂原、字田中本、字フケノ上、字後畑、字八幡本、字中ノ町及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
宮本地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町宮本字馬場上西、字馬場上東、字馬場下東、字馬場下西、字宮ノ前、字埋葬地元及び字宮ノ後の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
船代地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町船代字下ノ丁、字稲荷、字下川原、字高満コ、字中ノ丁、字高木、字旨木及び字大上権の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
岩見構上地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町岩見構字郡安、字土井垣内、字六反長及び字川ノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
岩見構下地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町岩見構字大將軍、字丸町、字前田及び字鎌屋敷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
吉福地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町吉福字小坂、字花川原、字フケノ田、字前田、字ハカマ、字川ノ上、字松ノ本、字秋澤、字ウチナウケ、字三ツ本、字炭屋裏及び字池ノ川の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
沖代地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町沖代字丁田、字前田、字竹ノ内、字沖代、字苗代町、字高関、字惣田、字荒堀、字改ヶ坪及び字東改ヶ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

米田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町米田字上屋敷の全部 並びに字道木、字井ノ口、字皆道 畔及び字村後の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
塚森地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町塚森字沖代、字塚之 本及び字相坂の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
相坂地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町塚森字相坂の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
竹広地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町竹広字長金、字前田 及び字土井分の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
蓮常寺南地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町蓮常寺字圓蔵坊の全 部並びに字大道、字與八、字一ノ 宮、字大門、字西之ハナ、字寺 田、字石井、字清水ノ上及び字南 郷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
沼田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字玉ノ上、字中 ノ間及び字岩町の各一部で別図に 示す区	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
北村地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字北ノ口、字蔵 前、字廣田、字川原及び字簀ノ尾 の各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
町与地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字墓ノ下、字北 ノ口、字川原、字五反田、字二ノ 丸及び字跡崎の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
田中地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字簀ノ尾、字内 海道、字亥ノ馬場、字東山、字往 田及び字ヨフカの各一部	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
下出地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町太田字山ノ下の一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
天満山地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町天満山字瀬渡、字道 添、字宗清及び字垣ノ内の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上

原地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町原字小池尻、字八反田、字田中、字山崎、字黒岡、字丁田、字塚村、字堤ノ内、字南町、字北町、字土山、字白毛、字天神山、字新山及び字郷ノ谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
山田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町山田字坂ノ谷、字笹山、字檜木谷、字池田、字畑田、字コブカタ、字美之路及び字小丸山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
山田地区 条例別表第3の6 の項	揖保郡太子町山田字畑田、字畑田山、字中山及び字池田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の8の項に規定する建築物	同上
松田地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字塚田及び字拾四丈の全部並びに字横田及び字二反田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
平方地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字平方、字国本、字東ノ口、字堂ノ後、字寺垣内、字宮ノ本、字佃、字瓜生、字櫻ヶ坪、字川ノ上、字壺丁田、字北佃及び字高田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
柳地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字村ノ東、字柳垣内、字村ノ西、字宮ノ前、字村ノ後、字前山、字前田、字親元及び字国本の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
助久地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町佐用岡字助久垣内、古門内、前山、中町及び瓜生の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
松尾地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松尾字西辻ノ下、字東辻ノ下、字中垣内、字南垣内、字大生金、字加甲田、字鴻ノ下、字大門、字南向及び字本堂の各一部並びに佐用岡字岡ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年10月10日 (令和2年3月17日)

	揖保郡太子町松尾字吉長及び字南向の各一部で別図に示す区域	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が500平方メートル以下、かつ、延べ面積が280平方メートル以下のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途（建築基準法（昭和25年法律第205号）別表第2（ち）項第2号及び第3号に規定するもの、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3各号に規定するもの（暴力団事務所等を除く。））を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。））のうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの	
--	------------------------------	--	--

松尾地区 条例別表第3の6 の項	揖保郡太子町松尾字東早部、字南向、字佐ノ国及び字秋定の各一部並びに佐用岡字北佃及び字堂ノ後の各一部で別図に示す区域	次の各号のいずれかに該当するもので敷地面積が2,000平方メートル以下（第1号を除く。）のもの (1) 旧条例別表第3の8の項に規定する建築物 (2) 給油所で延べ面積300平方メートル以下のもの（第3号及び第4号の用途を兼ねるものを含む。） (3) 店舗（建築基準法別表第2（は）項第5号に規定する建築物に限る。） (4) 自動車の運転手の休憩の目的（20席以上の客席を設置し、かつ、客席数の3分の1以上の車両が駐車できるスペースを確保するものに限る。）で設置する飲食店で延べ面積が500平方メートル以下のもの	平成18年3月24日 （令和2年3月17日）
松尾住宅地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松尾字本堂の一部及び佐用岡字岡ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年10月10日 （令和2年3月17日）
広坂地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町広坂字向河原、字宮ノ前、字墓ノ下、字東垣内、字西垣内、字前田、字作谷、字山長、字向垣内、字キノメキ、字堂ケ下、字カワ及び字野入の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成18年3月24日
鵜飼地区 条例別表第3の3 の項	揖保郡太子町松尾字谷田、字中尾ノ下、字東垣内、字黒ケ坪及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

王子地区 条例別表第 3 の 3 の項	揖保郡太子町王子字垣内、字池ノ内、字前田、字南ノ町、字圓町及び細町の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
松ケ下地区 条例別表第 3 の 3 の項	揖保郡太子町松ケ下字ダマ田、字山ノ下、字山田、字飼市、字村ノ東、字横マクラ、字村ノ後、字岩ヶ町、字ドウグワンノ前、字下小河原、字上小河原、字ドウグワンノ後、字十五町、字十四町、字大町及び字上丁田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
上太田地区 条例別表第 3 の 3 の項	揖保郡太子町上太田字鳥ヶ下、字赤藤、字正ウシ田、字佃、字南屋敷、字水取、字茶屋ノ前、字前田及び字中山田の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上



兵庫県告示第900号

平成20年兵庫県告示第439号（都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 28 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

表を次のように改める。

表（西脇市における条例第 7 条第 2 号に規定する特別指定区域一覧）

名称及び条例別表 第 3 の該当区分	区 域	建築物の用途	指定年月日 (変更年月日)
上野地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上野字ヘラ町、字大谷山及び字北山の各一部で別図に示す区域（別図は省略。以下同じ。）	平成27年兵庫県条例第 21 号による改正前の条例（以下「旧条例」という。）別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日
上戸田地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市上戸田字奥垣内、字土手及び字八日山の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	同上
津万地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市津万字ウスバの全部並びに字高坪、字西ノ門、字源女、字大根、字八王子前、字柳坪、字長垣内、字石路及び字長田の各一部並びに嶋字曾崎の一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)

嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市嶋字辻、字大將軍、字コフ カタ及び字大堂の各全部並びに 字曾崎、字落クゴ、字木俵、字内 垣、字的場、字下五反田、字上五 反田、字五万田、字馬渡り、字庵 戸、字宮京寺、字大前田、字東乞 田及び字西乞田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
大垣内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大垣内字垣ノ内及び字ト デの各全部並びに字丁田、字滝ノ 下、字高町及び字ハリ田の各一部 並びに寺内字丁田、字堂ノ下及び 字大垣内裏の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
寺内地区 条例別表第3の2 の項	西脇市寺内字天神ノ芝及び字天神 池の各一部で別図に示す区域	別表第1の1の項に規 定する寺内ランプ周辺 西側商工観光区域に建 築できる建築物	令和7年8月29日
寺内地区 条例別表第3の3 の項	西脇市寺内字丁田、字堂ノ下、字 カイチ、字大垣内裏、字出口、字 中田、字田フチ、字カナニロ、字 ホコラ、字上畑、字池尻、字上及 び字天神ノ芝の各一部で別図に 示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
西嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市西嶋字村前、字門、字梶ノ 下、字中添及び字ノテの各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
蒲江地区 条例別表第3の2 の項	西脇市蒲江字東畑の一部で別図 に示す区域	別表第1の1の項に規 定する寺内ランプ周辺 西側商工観光区域に建 築できる建築物	令和7年8月29日
	西脇市蒲江字イハノ元及び字東 畑の各一部で別図に示す区域	別表第1の2の項に規 定する寺内ランプ周辺 東側商工観光区域に建 築できる建築物	
蒲江地区 条例別表第3の3 の項	西脇市蒲江字時釜、字谷郷、字大 根、字蒲池東、字イハノ元、字西 ケ市、字早田、字北ケ市、字東畑 及び字西畑の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
坂本地区 条例別表第3の3 の項	西脇市坂本字谷川向、字上中野、 字谷川尻、字北茶屋、字町池、字 戎之本、字大將軍ノ本、字坂本、 字西之野及び字坂谷口の各一部 並びに寺内字田フチの一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上

大野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市大野字戎田、字木戸口、字南及び字仮安の全部並びに字センサマ、字山本、字永長、字栗坪、字池下、字邑中、字タヨカイチ、字大谷、字片山、字逆サマ及び字八ヶ山の各一部並びに坂本字野手ノ下の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
郷瀬地区 条例別表第3の3 の項	西脇市郷瀬町字村内及び字大歳西の各全部並びに字神田、字境手ノ上、字大歳坪、字井詰、字西ノ岸、字角ノ前及び字旗頭の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
富田地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富田町字善南寺坪及び字堂前の各全部並びに字犬ノ堂、字善南寺東、字田之垣、字上高井、字下高井、字志竹之上、字坪ノ内及び字村内の各一部、西田町字森ノ本、字塚之本及び字土堤之上の各一部並びに日野町字犬ノ堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (令和3年3月12日)
	西脇市郷瀬町字犬ノ堂の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の4の項に規定する建築物	
日野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市日野町字高芝、字ウワタ、字松ノ前、字東沢、字タノカイチ、字犬ノ堂、字平ノ口、字南川、字西カイチ、字南カイチ、字中カイチ、字北カイチ、字浦山及び字一ノ谷の各一部、郷瀬町字柵の一部並びに富吉南町字蒲之元の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
富吉南地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉南町字池ノ下及び字山之下の各全部並びに字東川、字堂ノ元、字沖田、字蒲之元、字高芝、字土居之元、字中道、字山田、字池ノ南、字下ノ山、字上ノ山及び字南山の各一部並びに富吉上町字大橋及び字イヤノ上の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
富吉上地区 条例別表第3の3 の項	西脇市富吉上町字堂ノ後の全部並びに字大橋、字南カイチ、字東垣内、字イヤノ上、字西門、字八幡、字ボン垣内、字薬師之西、字辻ノ内、字北山、字カヤ林及び字平山の各一部並びに富吉南町字東川の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上

前島地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市前島町字前川原、字村中、 字大年ノ西、字庵ノ元、字天神ノ 元、字岸之東、字上川原及び字西 川原の各一部、富吉上町字西門の 一部、西田町字東門、字大年前、 字北ノ手、字上り戸及び字上川原 の各一部、市原町字清水の一部並 びに大木町字水落の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	同上
西田地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市西田町字村中及び字高井 の全部並びに字クヌキ、字若宮、 字カラキ、字井ノ辺、字蒲之元、 字名草、字東門、字上り戸及び字 川端の各一部並びに富田町字上 高井及び字下高井の各一部で別 図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (令和 8 年 8 月 28 日)
	西脇市西田地区字若宮及び字名 草の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 4 の 項に規定する建築物	
西田地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市西田町字井ノ辺の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 5 の 項に規定する建築物	平成28年 3 月 11 日
市原地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市市原町字南ケ市の全部並 びに字石ケ坪、字清水、字下河原、 字長畑、字岩ケ坪、字広畑ケ、字 池ノ下、字北ケ市、字沼、字川端、 字山之下、字東ケ市、字下町、字 上町、字村之内、字長畑ノ上、字 東谷及び字南内の各一部並びに 大木町字徳部新田の一部で別図 に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日 (平成28年 3 月 11 日)
市原地区 条例別表第 3 の 5 の項	西脇市市原町字川端の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第 3 の 7 の 項に規定する建築物	平成28年 3 月 11 日
大木地区 条例別表第 3 の 3 の項	西脇市大木町字タヤカチの全部 並びに字ヨコテ、字札ノ元、字西 角、字清水田、字山ノ下、字水落、 字蔵之元、字ナシノキ、字若宮ノ 元、字郡新田、字徳部新田及び字 一ツ林の各一部並びに野中町字 国影、字芝添及び字下川原の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第 3 の 1 の 項に規定する建築物	平成20年 4 月 11 日

野中地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野中町字国影、字山ノ下、 字坂ノ下、字ハゼノ木、字土ドイ、 字芝添、字高ノ坪、字前、字郷ノ 上、字草木、字中丁田、字後丁田、 字上石、字北垣内、字小山及び字 小屋辻の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
羽安地区 条例別表第3の3 の項	西脇市羽安町字カドタの全部並 びに字堂ノ前、字筋違、字横長、 字下河原、字森ノ下、字トイツメ、 字山ノ下、字水田、字中曾根及び 字道ノ上の各一部並びに野中町 字前の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成22年10月29日)
	西脇市羽安町字堂ノ前、字筋違及 び字水田の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
	西脇市羽安町字カドタ、字堂ノ 前、字筋違、字横長、字森ノ下、 字山ノ下及び字水田の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の4の 項に規定する建築物	
羽安地区 条例別表第3の5 の項	西脇市羽安町字中曾根及び字大 嶋の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の 項に規定する建築物	平成22年10月29日
高松地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高松町字南境、字荒子、字 花立、字観音堂、字屋形、字小口、 字山添、字広畑、字ヌエノ、字中 川原、字寺ノ垣内及び字平見の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (平成30年1月9日)
	西脇市高松町字荒子の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の2の 項に規定する建築物	
高松地区 条例別表第3の5 の項	西脇市高松町字南境及び字荒子 の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成30年1月9日
板波地区 条例別表第3の3 の項	西脇市板波町字札之辻、字上中田 及び字下中田の各全部並びに字 宮ノ後、字川原坪、字蔵ノ元、字 舟戸、字三高、字高瀬、字西池町、 字段ノ下、字北垣内、字中垣内、 字宮ノ前、字川ノ上、字樋ノ上、 字段ノ上、字尾狹、字大林及び字 二ツ谷の各一部で別図に示す区 域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
平野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市平野町字土井下の全部並 びに字井口、字山ノ下、字中田、 字薬師下、字大池下、字皿池ノ下、 字宮下及び字ユリ下の各一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上

谷地区 条例別表第3の3 の項	西脇市谷町字郷ノ口、字墓所下、 字若栄、字前田、字垣内、字西山 ノ下、字北山、字墓所ケ谷及び字 東柴草山の各一部で別図に示す 区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
野村地区 条例別表第3の3 の項	西脇市野村町字奥野、字笹野及び 字中ノ多和の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市比延町字前田、字村中、字 大道ノ東、字上町、字下町、字西 川原、字山ノ口、字和田、字下古 野、字口古野、字茶山及び字山原 の各一部並びに鹿野町字北垣内、 字大蔵、字池ノ内及び字新開の各 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市比延町字西川原の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の6の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上比延地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上比延町字寺ノ東、字東前 田、字前田出口、字前田出口ノ西、 字前田ノ西、字西岡ノ東、字西岡、 字西岡山、字芦谷道ノ東、字芦谷 道ノ西、字岡山ノ北、字芦谷嫁ケ 石、字芦谷嫁ケ石東、字野瀬、字 北垣内道ノ西、字寺ノ北、字谷田、 字大年坪、字池ノ尻、字越水、字 南垣内、字昆沙門ノ東、字水口ノ 東、字東脇、字馬渡里、字岸ノ久 後、字花ノ木、字嶋田山、字下掛 り、字中通り、字池町下、字友右 衛門垣内、字カクレ谷、字奥野山、 字丸山、字伊勢山、字前田、字北 垣内及び字池ノ南の各一部並び に比延町字岡ノ山根の一部で別 図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
上比延地区 条例別表第3の5 の項	西脇市上比延町字芦谷嫁ケ石の 一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
鹿野地区 条例別表第3の3 の項	西脇市鹿野町字源四郎垣内の全 部並びに字宮ノ前、字辻、字蔵ノ 垣内、字五土砂、字島堂、字中ノ 垣内、字五明、字明神、字山ノ神、 字森ノ本、字竹ノ内、字御防垣内、 字芝ノ垣内、字戌亥寺、字北垣内、 字大蔵、字池ノ内、字新開、字釜 谷及び字六ノ坪の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日 (令和4年4月12日)

鹿野地区 条例別表第3の5 の項	西脇市鹿野町字辻、字山ノ神、字西川原、字蔵ノ垣内、字五土砂及び字六ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の6の項に規定する建築物	同上
塚口地区 条例別表第3の3 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬、字和賀メ、字中ノ垣内、字二之瀬及び字ウツロクチの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
塚口地区 条例別表第3の5 の項	西脇市塚口町字一ノ瀬の一部及び鹿野町字ウツロウ山の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の7の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
高嶋地区 条例別表第3の3 の項	西脇市高嶋町字フロノ下、字高町、字山添及び字明神の各一部並びに鹿野町字中ノ垣内の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
堀地区 条例別表第3の3 の項	西脇市堀町字南河原、字中島、字城府、字峠、字上西河原及び字下西河原の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
堀地区 条例別表第3の5 の項	西脇市堀町字東河原の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日)
落方地区 条例別表第3の3 の項	西脇市落方町字サル田、字火燈し山、字菊ノ尾、字長柄柿、字フチノ上、字岡本、字西垣内、字加正谷及び字今ドヒの各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日
明楽寺地区 条例別表第3の3 の項	西脇市明楽寺字狭谷、字沢田、字池ノ内、字池ノ下、字上中尾、字下中尾、字岡本、字流田、字芝添、字カウロギ、字タコカ、字大谷、字野尻、字茶屋町、字荒井口、字寺田、字目ケ向、字大門、字北谷及び字西谷の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	同上
水尾地区 条例別表第3の3 の項	西脇市水尾町字瓜植、字一ノ宮ノ元、字車田、字村中、字佃、字大門、字オノ神、字北門、字中ノ池及び字中ノ坪の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の項に規定する建築物	平成20年4月11日 (平成28年3月11日) (令和2年3月17日)
	西脇市水尾町字オノ神及び字大門の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の2の項に規定する建築物	
水尾地区 条例別表第3の5 の項	西脇市水尾町字瓜植の一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の5の項に規定する建築物	平成28年3月11日

水尾地区 条例別表第3の8 の項	西脇市水尾町字佃の一部で別図 に示す区域	都市計画法施行条例別 表第3の8の項に規定 する地域資源の有効な 利用に係る建築物 1 寮 2 集会所 3 事務所	同上
岡崎地区 条例別表第3の3 の項	西脇市岡崎町字高倉、字堀越、字 北浦、字大根、字早稲田、字出口、 字下岡崎、字上岡崎及び字カヤノ 内の各一部、落方町字ハノキ及び 字五百戸の各一部並びに上王子 町字流レ田及び字小丸の各一部 で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
上王子地区 条例別表第3の3 の項	西脇市上王子町字流レ田、字古河 及び字山根の各一部で別図に示 す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
合山地区 条例別表第3の3 の項	西脇市合山町字西山、字堂ノ上、 字堂ノ前、字前田、字宮ノ前、字 藤原及び字奥田の各一部で別図 に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	同上
出会地区 条例別表第3の3 の項	西脇市出会町字円丈寺、字中野、 字中野上、字笹原、字笹尾、字ダ ケ山、字菖蒲谷及び字桧尾の各一 部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日
出会地区 条例別表第3の5 の項	西脇市出会町字木谷山の一部で 別図に示す区域	旧条例別表第3の7の 項に規定する建築物	平成28年3月11日
八坂地区 条例別表第3の3 の項	西脇市八坂町字上之段、字岩元、 字東山、字平池ノ下、字土手ノ内、 字勝尾谷、字五輪及び字大谷の各 一部並びに平野町字米山及び字 平見の各一部で別図に示す区域	旧条例別表第3の1の 項に規定する建築物	平成20年4月11日

別表第 1

区域の名称	建築できる建築物等の用途
1 寺内ランプ周辺西側商工観光区域	市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。 (1) 工場（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（る）項第1号及び第2号に掲げるものを除く。以下2の項において同じ。） (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの（法別表第2（ほ）項第2号及び第3号、（へ）項第3号並びに（り）項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下2の項において同じ。） (3) 倉庫（法別表第2（る）項第2号に掲げるものを除く。） (4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの (5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。以下2の項において同じ。） (6) 前各号の建築物に附属するもの
2 寺内ランプ周辺東側商工観光区域	市がまちづくりに資すると認める用途で、次に掲げるものとする。 (1) 工場 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が6,000平方メートル以内のもの (3) 倉庫 (4) 貨物自動車運送事業の用に供するもの (5) 公衆浴場 (6) 前各号の建築物に附属するもの

兵庫県告示第901号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和8年8月28日

兵庫縣阪神北県民局長 小野山 正

- 1 指定する土地等の所在地
三田市あかしあ台５－１
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地及び工作物
 - (2) 用途
ため池
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名	指定する土地等
三田市	三田市三輪2丁目1番1号	田 村 克 也	土地
三田市貴志区	三田市貴志885	坂 本 徹	工作物

- 4 指定する理由
武庫川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。

兵庫県告示第902号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

取 消 番 号	取消年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R08東播位置 廃0001号	8. 8. 14	加古郡播磨町東本荘三丁目116番3の一部	4. 50	24. 50

兵庫県告示第903号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R08但馬位置 0004号	8. 8. 13	豊岡市戸牧字長刀270番8の一部、270番6 の一部、270番7の一部	4.00	34.94

公 告

稅務職員身分証票無効公告

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
徴税吏員証	第87140号	令和8年4月1日	令和8年7月27日

都市計画の図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和8年8月28日

兵庫縣知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画） 地区計画	六麓荘町地区地区計画
加古川市	東播都市計画高度地区	
加古川市	東播都市計画用途地域	

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験の実施

兵庫県職員事務系職種（経験者）採用試験を次のとおり実施する。

令和8年8月28日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
ア 総合事務職	50名程度	1981（昭和56）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた人 （2027（令和9）年4月1日現在で28歳から45歳までの人）
イ 警察事務職	10名程度	
ウ 教育事務職	1～3名程度	
エ 小中学校事務職	5名程度	

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない人（総合事務職、警察事務職、教育事務職に限る。）
- 2 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する人
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
1 次 試 験	<u>S P I 3</u> 2026（令和8）年9月18日（金）から同年10月9日（金）のうち、各受験者が選択する日 <u>エントリーシート</u>	全国のテストセンターのうち、受験者が選択する会場
2 次 試 験	2026（令和8）年11月7日（土）から11月30日（月）のうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 1次試験

ア S P I 3

- a 基礎能力検査
言語的理解力や数的処理能力、論理的思考力を問う。
- b 性格検査

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

(1) 大卒程度

試験職種	採用予定人員	受験資格										
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 保健師 エ 農学職 オ 林学職 カ 環境科学職 キ 総合土木職 ク 建築職	10名程度 1～3名程度 1～3名程度 5名程度 1～3名程度 1～3名程度 10名程度 5名程度	1 年齢制限 次のいずれかに該当する人とする。 (1) 1999（平成11）年4月2日から2005（平成17）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で22歳から27歳までの人） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table><tr><th>職種</th><th>年齢</th></tr><tr><td>保 健 師</td><td>1999（平成11）年4月2日以降に生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で27歳以下の人）</td></tr></table> (2) 2005（平成17）年4月2日以降に生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で21歳以下の人）で次のいずれかに該当する人 <table><tr><th>職種</th><th>受験資格</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 農 学 職 林 学 職 環 境 科 学 職</td><td>次の①、②のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）</td></tr><tr><td>総 合 土 木 職 建 築 職</td><td>次の①、②、③のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2028(令和10)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ③外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）</td></tr></table>	職種	年齢	保 健 師	1999（平成11）年4月2日以降に生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で27歳以下の人）	職種	受験資格	児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 農 学 職 林 学 職 環 境 科 学 職	次の①、②のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）	総 合 土 木 職 建 築 職	次の①、②、③のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2028(令和10)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ③外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）
職種	年齢											
保 健 師	1999（平成11）年4月2日以降に生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で27歳以下の人）											
職種	受験資格											
児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 農 学 職 林 学 職 環 境 科 学 職	次の①、②のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）											
総 合 土 木 職 建 築 職	次の①、②、③のいずれかに該当する人 ①学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した人又は2028(令和10)年3月31日までに卒業する見込みの人 ②学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した人又は2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人 ③外国における大学などを卒業した人（2027(令和9)年3月31日までに卒業する見込みの人を含む）で学校教育における16年の課程を修了した人（2027(令和9)年3月31日までに当該課程を修了する見込みの人を含む）											

2 任用資格

次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込の人に限る。

なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。

職種	任用資格
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格
心 理 判 定 員	心理判定員の任用資格
環 境 科 学 職	環境衛生指導員の任用資格

3 資格免許

次の職種は、資格免許を有する人又は見込の人に限る。

職種	資格免許
保 健 師	保健師の免許取得者又は取得見込者

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

地方公務員法（1950(昭和25)年法律第261号）第16条各号のうち、下記のいずれかに該当する人

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 経験者

試験職種	採用予定人員	受験資格														
ア 児童福祉司 イ 心理判定員 ウ 保健師 エ 農学職 オ 林学職 カ 水産職 キ 総合土木職 ク 建築職 ケ 電気職＜知事＞ コ 電気職＜警察＞	5名程度 1～3名程度 1～3名程度 5名程度 1～3名程度 1～3名程度 10名程度 1～3名程度 1～3名程度 1～3名程度	1 年齢制限 1981（昭和56）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で28歳から45歳までの人） なお、次の職種については、次表の区分による年齢とする。 <table><tr><th>職種</th><th>年齢</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 総 合 土 木 職 建 築 職</td><td>1967（昭和42）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）</td></tr></table> 2 任用資格 次の職種は、それぞれの任用資格を有する人又は見込みの人に限る。 なお、採用にあたっては、それぞれの任用資格を有することを必要とする。 <table><tr><th>職種</th><th>任用資格</th></tr><tr><td>児 童 福 祉 司</td><td>児童福祉司の任用資格</td></tr><tr><td>心 理 判 定 員</td><td>心理判定員の任用資格</td></tr></table> 3 資格免許 次の職種は、資格免許を有する人又は見込の人に限る。 <table><tr><th>職種</th><th>資格免許</th></tr><tr><td>保 健 師</td><td>保健師の免許取得者又は取得見込者</td></tr></table>	職種	年齢	児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 総 合 土 木 職 建 築 職	1967（昭和42）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）	職種	任用資格	児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格	心 理 判 定 員	心理判定員の任用資格	職種	資格免許	保 健 師	保健師の免許取得者又は取得見込者
職種	年齢															
児 童 福 祉 司 心 理 判 定 員 保 健 師 総 合 土 木 職 建 築 職	1967（昭和42）年4月2日から1999（平成11）年4月1日までに生まれた人（2027（令和9）年4月1日現在で28歳から59歳までの人）															
職種	任用資格															
児 童 福 祉 司	児童福祉司の任用資格															
心 理 判 定 員	心理判定員の任用資格															
職種	資格免許															
保 健 師	保健師の免許取得者又は取得見込者															

備考 次に掲げる人は、この試験を受けることができない。

- 1 地方公務員法（1950（昭和25）年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する人
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 1999（平成11）年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
1 次 試 験	2026（令和8）年10月4日（日）	兵庫県立大学神戸商科キャンパス 兵庫県立のじぎく会館 都道府県会館
2 次 試 験	2026（令和8）年10月21日（水）から同月29日（木）までのうち指定する1日	神戸市内

3 試験の方法

(1) 1次試験

区分	種目	試験会場
大卒程度	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
経 験 者	専門試験	各職種に必要な専門的知識について記述式により試験を行う。
	エントリーシート	民間企業等での職務経験・実績や学識等を中心に、これまで培ってきた経験や知識を県職員としてどのように活用できるかについて判定を行う。

(2) 2次試験

1次試験合格者に対して行う。

ア 個別面接

1人あたり30～40分程度で、責任感、柔軟性、行動力、表現力、積極性及び適応性について試験を行う。

イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

4 合格者の発表

(1) 1次試験

2026（令和8）年10月中旬

兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載する。

(2) 2次試験

2026（令和8）年11月上旬

兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県職員採用ポータルサイトに掲載するほか、最終合格者に通知する。

5 申込手続及び受付期間

(1) 試験案内は、兵庫県職員採用ポータルサイトで配布を行う。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000018.html

また、兵庫県人事委員会事務局でも配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「技術系職種（秋日程）請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

(2) 申込方法

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2026（令和8）年9月28日（月）頃に発行する。

アドレス https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_100000019.html

(3) 受付期間

2026（令和8）年8月20日（木）午前10時から同年9月16日（水）午後5時まで（受信有効）

6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示される。

なお、大卒程度の総合土木職及び建築職の名簿は確定の日から2031（令和13）年3月31日まで、その他の職種の名簿は確定の日から2028（令和10）年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局任用給与課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話（078）362-9349

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

兵庫県公安委員会規則第14号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第3の2県道の部網干たつの線の項中「たつの市揖保町門前字蔵ノ久保111番1まで」を「たつの市龍野町富永字古川828番1まで」に改め、同部大阪伊丹線の項に次のように加える。

尼崎市下坂部3丁目6番から同市下坂部4丁目15番まで

別表第3の2県道の部神戸加東線の項に次のように加える。

三木市志染町三津田字整理1927番1から同市志染町御坂字宮ノ東243番1まで
--

別表第3の2県道の部黒石三田線の項の次に次のように加える。

米谷昆陽尼崎線	尼崎市東難波町3丁目563番から同市東難波町5丁目450番2まで
---------	----------------------------------

別表第3の2県道の部高田久々知線の項に次のように加える。

尼崎市下坂部4丁目15番から同市久々知西町2丁目156番まで

別表第3の2県道の部芦屋鳴尾浜線の項の次に次のように加える。

西宮豊中線	尼崎市東園田町3丁目33番7から同市東園田町1丁目258番まで
-------	---------------------------------

別表第3の2市道（姫路市）の部広畑60号線の項の次に次のように加える。

網干237号線	姫路市網干区浜田1287番9から同区浜田1207番11まで
---------	-------------------------------

別表第3の2市道（尼崎市）の部道意線の項に次のように加える。

尼崎市道意町6丁目80番から同市中浜町20番まで

別表第3の2市道（尼崎市）の部大庄区画第23号線の項の次に次のように加える。

第96号線	尼崎市西長洲町3丁目2番から同市東難波町3丁目563番まで
-------	-------------------------------

第156号線	尼崎市東難波町5丁目450番1から同市西本町2丁目30番まで
--------	--------------------------------

別表第3の2市道（尼崎市）の部尼崎豊中線の項の次に次のように加える。

園田32号の1他	尼崎市東園田町3丁目33番7から同市下坂部3丁目6番まで
----------	------------------------------

別表第3の2市道（三木市）の部情報公園都市南3号線の項の次に次のように加える。

三津田笠松線	三木市志染町三津田字整理1927番1から同市志染町三津田字西谷山1506番71まで
--------	---

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。